



最高裁秘書第4354号

平成29年10月25日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

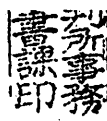
理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成29年度（最情）諮問第58号

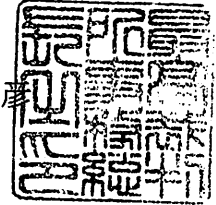
（担当） 秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330 （直通）



平成29年10月23日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問日等

(1) 諮問日

平成29年10月23日

(2) 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である。また、資料によれば、法務省刑事局は、最高裁判所との間で、平成28年11月21日、「三月会」という名前の会議をしていることからすれば、少なくとも当該会合に関する文書は存在するといえる。」旨主張しているが、当該判断は相当であると考えます。

2 理由

(1) 開示申出の内容

ア 最高裁判所と法務省民事局との間で実施された会合に関する文書（直近の分）

イ 最高裁判所と法務省刑事局との間で実施された会合に関する文書（直近の分）

ウ 最高裁判所と法務省訟務局との間で実施された会合に関する文書（直近の分）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、当該申出の対象文書は存在しないとして、平成29年9月26日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 最高裁判所は、本件開示申出書記載の文言から、(1)のアからウまでに記載の本件開示対象文書について、最高裁判所と法務省民事局、法務省刑事局又は法務省訟務局との間の二者間で開かれた会議、協議会等の概要や実施内容等が分かる文書（会議、協議会等が複数ある場合は、申出日の直近に開かれたものに関する文書）であると特定した。

イ 申出日現在、最高裁判所と法務省民事局、法務省刑事局又は法務省訟務局との間の二者間で開かれる会議、協議会等は存在しない。また、開催時期を問わず広く最高裁判所において保管するファイルを探索するなどして、該当文書の保有の有無を確認したが、最高裁判所と法務省民事局、法務省刑事局又は法務省訟務局との間の二者間で開かれた会議、協議会等に関する文書は見当たらず、アに該当する文書はいずれも存在しなかった。

なお、苦情申出人が言及する「三月会」は、最高裁判所と法務省刑事局との間の二者間で開かれたものではなく、他にも多数の関係機関が参加して行われた少年事件に関する連絡会であるから、三月会に関する文書は本件開示対象文書に該当しないと判断した。

ウ 以上のとおり、最高裁判所には、(1)のアからウまでに該当する文書はいずれも存在せず、これらを作成又は取得したことがあることを示す証跡はなかった。

エ よって、申出に係る各文書を不開示とした原判断は相当である。